

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請必要書類一覧

(令和7年1月作成)

図 書	説 明	チェック
許可申請書 【(所有権移転) 原本2部】 【(貸借) 原本3部】	A4サイズ	
営農計画書 【2部】	申請日現在における耕作状況及び今回の申請にて変更のある農地についての計画を記載してください。	
法第3条に係る許可申請 チェックシート 【1部】	譲受人が新規就農者及び後期高齢者の場合は原則として、ヒアリングを実施します。	
位置図 【1部】	自宅から申請地までの通作経路を朱書きで記載してください。 (都市計画図、住宅地図、インターネットで取得できる地図等) ※ 都市計画図は、都市計画課(南館2階)で購入できます。	
公図(地番表示図) 【1部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの(写し可) 申請地を朱書きで囲んでください。 ※ 公図は、法務局又は市税務課(北館2階)で購入できます。	
申請地の登記事項証明書 【原本1部】	全部事項証明書(法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの) ※ インターネットで取得したものについては、不可	
住民票の写し 【原本1部】	(全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合) 3ヶ月以内に交付を受けたもの ※ 「住民票の写し」は複写ではありません。	
遺産分割協議書の写し(印鑑 証明書を含む) 【複写(コピー)1部】	(相続登記が済んでいない場合) 原本と相違ないことを確認するため、原本を提示してください。	
農地台帳 【原本1部】	譲受人が清須市内在住及び新規就農者の場合は不要です。	
仮換地証明書、仮換地図 【複写(コピー)各1部】	(土地区画整理事業、土地改良事業等による仮換地中の土地を申請する場合)	
委任状 【原本1部】	(委任を受けて届出をする場合(使者を差向ける場合は不要))	
申請者が法人などの場合		
法人の定款又は登記事項証明書 【原本1部】	法人の定款の場合は、複写(コピー)可。 法人格がない場合は、団体の規約、会議録	
組合員名簿、株主名簿など 【1部】	一般法人の場合は、関係名簿	
決算書関係書類 【1部】	資金面等を判断するため、法人の直近の決算書(1期分、損益計算書、貸借対照表など)	
賃貸借契約書の写し 【1部】	一般法人の場合は、解除条件付賃貸契約書の写し	

【注意事項】

- ・ 農業委員会への提出は、毎月10日締切りです(10日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌開庁日)。
- ・ 上記で不要とされた書類であっても、審議の過程で必要に応じて追加で提出していただく場合があります。
- ・ ヒアリングは、許可申請提出日の翌日から農業委員会総会の前日までの間で行います。